

別添 (Annex) 1. プロジェクト位置図 (注記・省略)

別添 (Annex) 2. プロジェクトのアイテム

1. 無償資金協力によって供与される施設の取扱い対象

- 1) 少年の数：200人
- 2) 年齢範囲：14～24
- 3) 性別：男性

2. 施設の機能

- 1) 職業訓練
基本設計の段階で協議して科目を決める。
- 2) 運営管理 (注記：Administration)
- 3) 少年の宿舎 (注記：Dormitory for Juvenile)
- 4) 診断 (注記：Diagnosis)
- 5) その他

日本の無償資金供与方針に従い、職員宿舎は非供与国で建築する。

3. 上記機能のための必要機材

別添 (Annex) 3. タイ国政府によって取られる必要処置

1. プロジェクトサイトの必要な土地の供与
2. サイトの整備 (clear)、地ならし (level)、埋立 (reclaim)
3. 日本政府が供与する資機材移動のため、プロジェクトサイトに進入する道路の建設
4. サイト内および周辺の柵と門の建設
5. サイトへの電気、水供給、排水の施設配置、および一般家具を含む他の内部施設の供与
6. 銀行取りきめ (Bank Arrangement) に基づく、銀行業務用の日本の為替交換銀行に対する以下の手続料の提供
 - －支払権限委任の通告手数料
 - －支払手数料
7. 税金の免除および陸揚げ港におけるプロジェクト用に搬入された材料の機器の通関における必要な処置
8. 立証された契約下における機材の供与や業務のためにタイ国に入国、そして仕事を遂行する日本人に対して便宜を図る。
9. 立証された契約下における機材の供与や業務のために、プロジェクトに関する日本人がタイ国国内で本来課せられるべき関税、内国税金、他の財政上の課税、そして他の行政

上の要求からの免除。

10. 無償資金協力によって供与された財産や効果的な施設の建設と、供与された機材の維持管理と使用、これに十分な優れた職員の配置、および運営維持管理用の予算の十分な配布によって行われる。
11. 全ての無償資金供与によって生ずる機材の移動や据付け、そして施設の建設によって生じる支出の提供。

4 少年院の施設概要

(1) バンムチッタ少年院（7歳～14歳未満の男児）

〔施設の概要〕 敷地は、概ね方形状で南北に約200m、東西は約110m、面積は約2万2000㎡である。構内内側のブロック塀（高3.2m、頂部は有刺鉄線柵）で囲んだ部分が収容区域で、その面積は約6800㎡、塀の外側3方は職員宿舎である。塀内には、事務所棟、看護婦室棟、寮棟、訓練教室棟（一般学科、大工科、理髪科、写真科、美術工芸科）、図書室棟、便所水浴室棟、および運動場がある。電力と水道は、バンコク市内からの一般供給でまかなっている。

165人を収容中の寮棟は、比較的新しい鉄筋コンクリート構造の3階建てで、1階は吹抜け式の上床構造になっており、日中の集会行事などは主に此所で行われる。2階と3階は幅7.2m×長さ31mの大部屋が1室ずつあり、1部屋当り約40数人である。夜は寝台板を並列に敷き、その上に寝具を置いて就寝する。各部屋には大小便所各1カ所とその水洗用水瓶がある。部屋窓は両側3.5m間隔にあって鉄格子と左右外開き板窓である。大部屋の出入扉は施錠式で、各階に監視員室がある。

学科教室と職業訓練棟は、1階建てブロック構造の新棟と、旧式な木造高床式の2階建て棟とがあり、旧式木造棟の1階部分は吹き抜け式の食堂、2階は学科教室であるが大部屋式のため移動黒板で仕切って使用している。教室には木製の児童少年2人用の長机と長椅子、教官用の木製机と椅子、天井扇風機と蛍光灯が設置され、部屋窓は寮棟と同じである。

炊事室棟は簡易木造平屋で、炊飯は手作業式の大鍋と大釜を4穴型横長カマド上に乗せ室外ポンプからのプロパンガスを燃料にしている。炊事室から食堂までの食品運搬にはアルミ製の深鍋を用い、食堂で米飯は数人に1個ずつの洗面器状容器に分配して、ヤカンと共に配膳する。食器類は全てアルミ製である。個人別の食器は、汁椀、副食椀、飯用平皿、スプーン、お茶カップで1組となる。

大便所は、和式に似ている腰屈式のコンクリート構造、用後は脇の水槽から柄杓で水洗する。小便所は並列立式である。水浴室は、水槽の水を柄杓で浴びるタイ方式で、蛇口が並列する洗面所と隣接している。

なお、1991年12月当時、構内男児施設の塀外側に、女児用の鉄筋コンクリート製3階建て収容施設を建築中であった。

〔現有機材〕 この少年院の各科が現有している学科教育、職業訓練用の機材は、付属資料に示す通りである。

(2) バンカルナ少年院（14～18歳未満の男子・特認24歳未満）

〔施設の概要〕 敷地は、概ね方形で南北に約150m、東西は約80m、面積は約1万2000㎡である。構内内側のブロック塀（高3.2m、頂部は有刺鉄線柵）で囲んだ部分が収容区域で、その敷地面積は約6000㎡、構内でも塀外の北側は2階建ての事務所棟、西側と南側は平屋建てと2階建ての職員宿舎である。

塀の中側には、看護婦室や心理技官室などの医務棟、寮棟、一般教室棟、職業訓練教室の各棟、図書室棟、体育館棟、炊事室棟、植物栽培棟、養豚棟、水浴室棟、便所棟などと狭い運動場がある。必要な電力と水道は、バンコク市内からの一般供給でまかなっている。元来この施設は、タイ国最初の少年院として1952年に建てられ、収容定員300人の施設であった。その後、次第に収容人数が増え、比例して職業訓練コースも増加し、学科教室棟や職業訓練棟などが、狭い敷地内に各棟並列している。現在では750人前後を常時収容しているが、多くの木造建物は老朽化して、既に傾いている状態の棟舎もある。

なお、敷地の東隣は民有地で、境界のブロック塀から5m離れた位置に、25階建ての大高層住宅ビルが南北に並立し、5階以上の各階全室から少年院を眼下に見降ろす状態となった。更にもその南側にも、20階建て住宅ビルが建築中で既に内装工事に入っている。

約750人を収容中の寮棟には3タイプがある。①後から追加建築した棟舎は鉄筋コンクリート構造であるが、②当初からの寮棟は、細長い木造高床式の2階建て建築で、1階部分はその日蔭を利用して日中の集会などに使い、2階は中央壁で2分割した板敷きの大部屋タイプと、③収容者の増加で、1階吹き抜け部分を寮舎に改造し、2階は教室として使用するタイプである。何れにしても人員増加に伴うための対策結果である。

学科教室と職業訓練棟は、何れも古い木造建物で、教室の机類や内部の装置、また室窓の構造や出入り扉の施錠などは、前掲のバンムチャッタ少年院の場合とほぼ同様である。

炊事と食器類、水浴室、便所の構造等は前項の少年院と同様である。

〔現有機材〕 この少年院の各科が現有している学科教育、職業訓練用の機材は、付属資料に示す通りである。

(3) バンウベッカ少年院（14～18歳、特認者24歳未満）

〔施設の概要〕 敷地は、概ね方形で南北に約200m、東西約90m、面積は約1万8000㎡である。構内の入口正面には、縦幅42mの鉄筋コンクリート造り2階建て本館があり、この建物は北側に開口したコの字型で、昔は他の犯罪少年と比べて特別に問題のある少年を収容する特別少年院であったが、現在は特別少年院としては使用していない。但し、本館の両袖2階には単独室が在って、懲罰などの特殊な場合に使用している。この本館建物の裏側にも金網柵で囲んだ少年院施設があり、その面積は、約9600㎡。施設の東側には金網柵と構内道路を隔てて、職員宿舎が並んでいる。

事務所棟は、南側の道路から入門して、西側にある小さな木造2階建物である。正面の本

館建物の1階の両袖部分が収容少年の寮舎として用いられ、居住は大部屋方式で、収容人員は165人前後である。中庭はコンクリート張りの運動場になっている。

本館建物裏(北側)の少年院施設には、学科教室棟、職業訓練教室の各棟、炊事室棟、農具倉庫棟、養豚棟、水浴室棟、便所棟、および看護婦室棟などが配置され、何れも1階建てのブロック壁造りまたは木造建築である。必要な電力と水道は、バンコク市内からの一般供給でまかなっている。

学科教室および職業訓練棟などの室内部装置、また室窓の構造や出入り扉の施錠などは前掲の2少年院の場合と同様で、殆どに鉄格子が入っている。

食料品の仕入、保存、炊事と食器具、水浴室、便所の構造等は、前項の少年院と同様である。

〔現有機材〕 この少年院の各科が現有している学科教育、職業訓練用の機材は、付属資料に示す通りである。

(4) バンプラニィ女子少年院(7~18歳未満、特認24歳未満)

〔施設の概要〕 敷地は概ね方形状で、南北に約50m、東西は約80m、面積は約4000㎡である。構内の外周囲は高さ約3m程のコンクリート壁で3方向が囲まれ、チャオプラヤ河に面する西側だけは金網柵である。

事務所棟は、南側の正面入口を入った構内西側のコンクリート2階建てである。

収容寮棟は、事務所棟の正面に向かい合った東側と南東側にL型状に並ぶコンクリート3階建ての2棟である。その2~3階が板張りの大部屋室で、1部屋の収容人数は24人室と40人室に分かれており、全収容人数は90人前後である。各室の内部は、鉄パイプ製簡易ベットが壁側に並列し、部屋隅の1角には下側半壁仕切りの内側に腰屈型便器と蛇口水栓1個付きの水槽、天井には吊り下げ式扇風機と蛍光灯、壁の1部には拡声器と緊急時用の照明灯3個、窓は鉄格子付きで片開き式の板窓、部屋の出入口は施錠式鉄格子扉である。

学科教室棟、職業訓練棟は、構内の北側に在って何れもコンクリート2階建てで、内装は床板張り、窓や出入口、天井の設備は寮舎と同じである。

炊事棟は、入門してすぐ右の木造平屋建物で、その室内は他の男子少年院とほぼ同様である。この炊事棟の対面側は、炊事訓練棟で、室内には食器棚と大型冷蔵庫1台がある。これら2棟の内外はコンクリート張りで、塵埃や汚物は水洗して溝に流し、また食品屑はすぐに構外へ移送するため、蠅の発生は全く無い。給食室は、南側寮棟の階である。

〔現有機材〕 この女子少年院の現有機材は、付属資料に示す通りである。

収集資料リスト

- (1) 青少年の動向に関する計画と政策展望〔総理府・教育委員会：1992〕

英文印刷・A 4 版×163頁

Perspective Policy and Planning for the Development of Youth. 1982

National Education Commission

National Youth Promotion and Coordination Committee

Office of the Prime Minister

- (2) 児童等の動向に関する計画と政策展望〔総理府・教育委員会・青少年局：1983〕

英文印刷・A 4 版×83頁

Perspective Policies and Planning for the Development of Children. 1983

National Education Commission and National Youth Bureau.

Office of the Prime Minister

- (3) 製造産業における幼年労働者の動向と福利〔総理府・青少年局：1986〕

英文印刷・B 5 版×14頁

Welfare and Development of Child Labour in the Manufacturing Industries

National Youth Bureau

Office of the Prime Minister 1986

- (4) 就労幼年と放埒幼年の保護と予防〔総理府・青少年局：1988〕

英文印刷・B 5 版×390頁

Prevention and Protection of Working Children and Abandoned Children

National Youth Bureau

Office of the Prime Minister 1988

- (5) タイ伝統文化の様相〔総理府・政府広報局・対外報道部：1984〕

英文印刷・A 5 版×154頁

Facets of Thai Cultural Life. 1984

Foreign News Division. Government Public Relations Department

Office of the Prime Minister

- (6) 王室儀式の過去と現在〔総理府・国内同一性局：1990〕

英文印刷・B 5 版×43頁

the Royal Ceremonies Past and Present. 1990

National Identity Board

Office of the Prime Minister

(7) 要約・第7次(1992-1996)国家経済社会開発計画〔総理府・国家経済社会開発局〕

英文印刷・A4版×20頁

Summary

The Seventh National Economic and Social Development Plan (1992-1996)

National Economic and Social Development Board

Office of the Prime Minister

(8) バンコク市からナコンパトム町のサイトに至る迄の地図〔タイ国土地図局・印刷〕

タイ語印刷・A1版×4枚

調査報告書の参考諸表次の各表

参 考 資 料

1. タイ少年裁判所設置法の要点

〔少年裁判所設置法〕 1951年に制定された『少年裁判所設置法（The Act Institution Juvenile Courts, 1951）』は、その後1963年に相当多くの条文内容が改正され、また1972年の革命団布告より、第10条とその関連条項に関し、「16歳以上の少年による一定の凶悪事件は、少年裁判所の管轄から通常刑事裁判所に移管し審理する」等の改正も行われ、現在に至っている。

少年裁判所設置法の現行法のうち、主な要点は、以下の通りである。

(1) 前文総括

- ① 7歳以上14歳以下の児童（Child）と、14歳以上18歳以下の少年（Young Person）の未婚者に対する刑事事件は、すべて本法が犯罪と規定したところにより拘禁することができる。但し、16歳以上による一定の凶悪刑事事件は除く。
- ② 少年裁判所（Juvenile Court）とは、中央少年裁判所、地方少年裁判所、および地方裁判所少年部をいう。
- ③ 児童と少年事件の裁判権を有する裁判所とは、少年裁判所、控訴裁判所の少年部および最高裁判所の少年部をいう。
- ④ 観察保護センター（Observation and Protection Centre）とは、少年裁判所手続法で設置されたセンターをいう。
- ⑤ 保護観察官（Probation Office）は、児童と少年の行状を監督・調査するための専門官で、本法により任命する。
- ⑥ 法務大臣は、本法の執行を監督し総括する。また本法を執行するための行政命令を出す権限を有する。

(2) 第1章 少年裁判所

- ① すべての少年裁判所は、司法裁判所基本法における第一審裁判所に相当する。
- ② 地方少年裁判所は、その管轄地域を限定する本法によって設置する。
- ③ 20歳未満の未婚者で、身体的または精神的な条件が少年と同じ場合は、少年裁判所が審理し、判決を下す。
- ④ 少年裁判所が手続を開始継続中に、被告人が18歳か20歳に達し、または婚姻した場合でも、当該事件は最後まで審理し、判決を下す。
- ⑤ 少年裁判所は、2名以上の判事（Judge）と、2名の判事補（Associate Judge）で合議体を構成して判決するが、判事補の1名は女性でなければならない。
- ⑥ 判事および判事補は、国王陛下により任命される。

- ⑦ 中央少年裁判所は、首席判事 (chief Judge)が総括し、地方少年裁判所は主任判事 (Judge in Charge) が総括する。
- ⑧ 中央少年裁判所の首席判事は、
- ① 全少年裁判所の行政事務に関する責任を負う。
 - ② 全ての観察保護センターの行政事務に関する責任を負う。
- (3) 第2章 上訴 (Appeal)
- ① 少年裁判所の判決または命令に対する上訴は、訴訟手続きに関する法律に基づき一般事件と同じ方法で行う。
 - ② 上訴裁判所 (訳注：控訴裁判所の意) の首席判事は、少年裁判所の判決や命令で上訴された事件を裁判し、判決を下すため、必要に応じて、少年部を設置する。
- (4) 第3章 最高裁判所への上訴
- ① 最高裁判所への上訴は、上訴裁判所少年部の判決や命令に対し、一般事件と同様の方法で、最高裁判所に提起する。
 - ② 最高裁判所長官は、上訴裁判所少年部の判決や命令に関する上訴を審理し、判決を下すため、必要に応じて、少年部を設置する。
- (5) 第4章 刑罰 (Infliction) と代用刑罰 (Substitution of Punishment)
- ① 本法により裁判権を有する裁判所は、児童および少年の刑罰に代わる以下の措置を実施する権限を有する。但し、24歳に達した後は、この限りではない。
 - ① 拘禁刑か保護措置に代え、刑務所以外の場所で、拘禁と訓練の特別委託をすること。
 - ② 拘禁刑に代え、少年院 (Training School) に送致すること。
 - ③ 罰金に代え、裁判所で12回以内のムチ打ち (Lashing)。
 - ④ 24歳に達した後も、継続拘禁が必要な場合は、刑務所に送致する。
 - ② 裁判所は、拘禁および訓練期間の決定、少年院への送致について短期および長期の期間を決定することができ、その期間内において、無条件釈放または次の条件付き釈放を命ずることができる。
 - ① 自己を墮落させる場所に立ち入ることと、自己墮落させる行為の禁止。
 - ② 夜間その住居を離れることの禁止。
 - ③ 裁判所が好ましくないとする人物と交際することの禁止。
 - ④ 裁判所または保護観察官のもとに随時出頭すること。
 - ⑤ 教育を受け、確実な職業につくこと。
 - ③ 裁判所が、上記条件の何れかを決定した場合、観察保護官はその条件遵守を監督する権限を有する。児童少年が、その決定条件を遵守していない場合は、懲戒のため、召喚状 (Summons) または逮捕状 (Warrant of arrest) を出し、残期間の拘禁または少年院に送致することを命ずる。

- ④ 有罪の前科や2年以上の拘禁刑の場合を除き、裁判所は、判決または刑罰に猶予を命ずることができる。

2. 少年裁判所手続法の要点

〔少年裁判所手続法〕 1951年の少年裁判所設置法と共に、この少年裁判所手続法も制定された。また、その改正もそれぞれ同時に行われている。本法のうち、この要請案件に関する条項について、その必要部分の要点は、以下の通りである。

(1) 前文

- ① 本法で、成人 (Adult)とは、18歳に達した者をいう。
- ② 法務大臣、内務大臣、教育大臣、保護大臣は、本法の執行を担当し、それが各省に係する限り、省令を發布する権限を有する。

(2) 第1章 観察保護センター (Observation and Protection Centre)

- ① 観察保護センターの所長は、法務省の管轄下にある。
- ② 法務大臣は、観察保護センター所長、担当官 (Officers) を任命し、解任できる。
- ③ 観察保護センター所長、および担当官は、司法機関における行政官であり、中央少年裁判所長官 (Chief Judge of Central Juvenile Court)の管理と監督に服する。
- ④ 観察保護センターは、本法および他の法令に基づく権限を有し、次の職務を行う。
 - ① 本法の規定する犯罪を犯したと申し立てられた児童少年 (訳注・被疑者)、並びにその両親や後見人等から、環境、犯罪の動機、年齢、生育歴、行状、知能、教育、健康状態、精神状態、性格、職業、社会的地位に関する情報を調査分析し、裁判所に報告する。
 - ② 犯罪の捜査・審理の期間中、被疑者を拘置すること、その期間中、被疑者を診察し、かつ、医療処置を施すこと。
 - ③ 裁判所の判決や命令に従い、児童少年を保護、教育、訓練すること。
 - ④ 拘置中の児童少年に対して、教育、訓練、および道徳教育を施すこと。
 - ⑤ 裁判所が刑法に基づき、刑罰の判決停止または執行停止を命令した場合には保護観察官の職務を監督すること。
 - ⑥ 児童少年の犯罪動機に関する調査と、一般的な分析を行い、犯罪統計を作成して、予防手段を普及させること。
 - ⑦ 少年院等から釈放された児童少年について、住居、職業、教育の援助を行うため、必要な調査を行うこと。
- ⑤ 法務大臣、観察保護センター所長を援助するため、十分な数の医師、精神科医心理学技官、保護観察官、社会福祉官 (Social Worker)、教官、法務官 (Attorney Officers)、その他の担当官 (Other Officers) を置くものとする。

- ⑥ 観察保護センター所長は、児童少年が同センターの監督下にある期間中は、以下の権限を有する。
- ① 児童少年のため、最小限度の読み書きが出来る程度の初等教育を施し、職業に関する訓練を施す。また性格と健康状態に適する作業に従事させる。
 - ② 児童少年の規律に関する規則を作成すること。
 - ③ 法を犯し不正行為を為し、規則違反を犯した児童少年に対し、規則と手続きによって、12回以下のムチ打ち、1週間以内の独居拘禁、重労働、一定の特権と便宜の停止、の処罰を行うこと。
 - ④ 他の児童少年に悪影響を与える矯正困難な児童少年は、拘禁 (Detention)のため、その目的の場所か刑務所に送致すること。
 - ⑤ 裁判所の最終判決か命令が宣言された児童少年は、裁判所長の認可を得て管轄区域外の昼間学校に通学することを許可すること。
- ⑦ 保護観察官 (Probation Officer)は、観察保護センターに関する限り、刑事訴訟法に規定する捜査官 (Inquiry Officer:23頁(4)参照)としての権限を有する。また、以下の職務権限も有する。
- ① 前期④-①項に規定する事実の調査と収集のため、被疑者 (児童少年)の両親の後見や後見人、または被疑者の交際していた者の住居に立ち入り、尋問できる。
 - ② 同項に関し、事実を提供する立場にある者を召喚し、宣誓のうえ供述か証言させること、また証拠品等は所有者に対して提出を命じること。
 - ③ 被疑者の行状、教育、性格、知能に関し、学校の教師や管理者の意見を求め必要な場合は書面報告を命じること。
 - ④ 両親や後見人等に、被疑者または有罪の児童少年の保護・育成・教育に関する事項について助言すること。
 - ⑤ 裁判所の命令に従い、児童少年の行状を監督すること。
- ⑧ 保護観察官は、その権限と職務を行使する場合に際し、省令の定める事項を備えた身分証明書を所持しなければならない。
- ⑨ 観察保護センターの監督および観察下にある児童少年は、性別により分離する。
- ⑩ 管轄権を有する裁判所は、相当と認める場合は、次の命令を発することができる。
- ① 罰金刑の決まった児童少年が罰金を納付しない場合は、法に従い、拘置するに相応しい観察保護センターに送致すること。
 - ② 児童少年、およびその両親、後見人、同居者に関する事実を調査する必要があるときは、観察保護センターに指示すること。

(3) 第2章 犯罪調査 (Criminal Investigation)

- ① いかなる児童少年も、犯罪を行い、被害者から届出があり、刑事訴訟法に基づく逮捕状が出たものでなければ、法規違反の申し立てだけで、逮捕してはならない。
 - ② 児童少年の逮捕に際しては、逮捕や拘置する調査官（注記：この場合は警察官）は、被逮捕者の両親や後見人等と最寄りの観察保護センター所長に通知し、警察署等に引致して、24時間以内に尋問調査を終え、同センターに送致しなければならない。
 - ③ 送致に受けたセンター所長は裁量で、その者を拘置することができ、また両親等に保釈金なしで釈放することも出来る。拘置の場合は、観護署 (Remand Home) に収容する。拘置に当たっては、次の手続きを執る。
 - ① 保護観察官に、事実の調査を命じ、報告書を作成後、調査官や検察官に送達する。裁判所に公訴が提起された場合は当該裁判所にも提出する。
 - ② 仮釈放されない場合は、入浴、着替え、医師の身体検査、知能検査、または治療を命じて、その事項を調査官や捜査官および検察官に通知する。
 - ④ 捜査官は、報告書を検討後、事件の処分を決定する。審判が不適當の場合は釈放を同センターに通知する。審判が相当の場合は処遇方法の意見を付けて、30日以内に検察官へ調査書を送達するが、審判開始が遅れる場合は公訴延期ができる。
- (4) 第3章 裁判所の刑事管轄 (Criminal Jurisdiction of the Court)
- ① 児童少年が犯罪を犯したときは、その者の定住地域を管轄する少年裁判所で審理する。定住地域に裁判所がなく、犯罪した地域にある場合は、後者の少年裁判所が審理する。
- (5) 第4章 刑事訴訟 (Criminal Prosecution)
- ① 観察保護センター所長は、調査結果を考慮し、児童少年が更生できると判断して、センターに拘禁することに同意した場合は、検察官に報告する。検察官はそれに同意する場合は不起訴の命令を発する。同センターで児童少年を拘禁する期間は、センター所長の判断によるが、2カ年を超えることは出来ない。しかし、最上限5年以上の拘禁刑の場合には、不起訴は行えない。
 - ② 犯罪を犯したと申し立てる被害者の刑事訴追は、同センター所長の許可が必要である。許可されない場合、被害者は裁判所に許可を求めることが出来る。
- (6) 第5章 刑事事件の審理 (The Trial of Criminal Cases)
- ① 少年裁判所の審理は、非公開で行い、出席者は被告人（注記：児童少年）、両親または後見人等、告訴者、裁判所職員、検察官、証人、保護観察官、その他の限定者で、裁判所が出席を望まない者は、公判廷 (Trial Room) から退廷を命じられる。
 - ② 審判前の調査資料、審判中の判明事実等は公開しない。また写真撮影や新聞等への公表は許可されない。
- (7) 第6章 刑事事件の裁判 (The Adjudication of Criminal Cases)
- ① 審理後、序文の言渡し前に、裁判所は観察保護センター所長から提出の報告書について

て説明と意見を聴取する。その後、法令と更生に配慮した刑罰を科す。

処分は、少年法の精神に照らし成る可く拘禁刑に代えて福祉に適するよう決める。

- ② 判決は、判事室で被告人を前に、朗読宣告する。判決後の公告については、その姓名や身分を明らかにしない。

〔少年犯罪の事件処理等〕 タイの児童少年犯罪と事件処理等に関し、1988年11月発行の家庭事件研究会・ケース研究217号『タイ国における少年法則・安富 潔 氏』によれば、以下の要旨が記述されている。

- (1) 1986年、観察保護センターに送致され、警察の調査を受けて、訴追される迄の間拘置された児童少年は2108名、内訳は、児童378名（男324名、女54名）、少年1703名（男1575名、女155名）である。
- (2) 少年裁判所手続法では、手続き打ち切りの事件処理を次の4種類にわけている。
- ① 捜査官が、手続きを中止するのが相当と思料した場合。
 - ② 検察官が、裁量により少年裁判所の審判不相当と思料した場合。
 - ③ 観察保護センターが、他の機関に移送した場合。
 - ④ 中央少年裁判所が、基礎を認めず、または公訴提起期間を徒過したとして手続打ち切り処分とした場合。
- (3) 1983年、中央少年裁判所の統計によれば、観察保護センターに送致された人数の約1/3が、少年裁判所の審判前の段階で手続きから外され、その殆んどは捜査段階で手続きが打切られている。（注記：1983年の2480件では、警察段階の中止処分481件、検察官の不審判処分170件、観察保護センターの移送処分41件、中央裁判所の審判前手続き打ち切り処分126件、合計818件で33%）
- (4) タイ刑事訴訟法は、犯罪の認知から検察官への事件送致までを『調査(Investigation)』および『捜査(Inquiry)』とに区分している。調査は、事実と証拠収集の活動のため、一定の職にある行政職員または警察職員が、その権限と責務によって、社会秩序の維持と事件の解明の目的で行う行為を云い、一方、捜査は、被疑事件に関して、その真相を解明し、犯人の処罰を確保する目的のため、刑事訴訟法の規定に基づいて、一定の資格を有する捜査官が行う証拠の収集手続きを言うとされている。その捜査官は、警察少尉またはそれ以上の階級にある警察職員、その他の上級行政公務員であることと規定されている。

3. 参考諸表

タイ国法務省・地方観察保護センターの所属別職員数 (1991年12月)

Statistic on Present Number of Government Officials and Permanent Employee

The Provincial Observation and Protection Centre

(December 1991)

公式名称	Public Sector	職員	雇員	合計
地方観察保護センター (10カ所)		人	人	人
The Provincial Observation and Protection Centre				
1. ソンクラ (Songkhla)	地方観察保護センター	52	48	100
2. ナコンラチャシマ(Nakorn Rachasima)	地方観察保護センター	55	58	113
3. チェンマイ (Chiang Mai)	地方観察保護センター	56	50	106
4. ウボンラチャタニ(Ubon Rachathani)	地方観察保護センター	47	50	97
5. ラヨン (Rayong)	地方観察保護センター	56	47	103
6. スラタニ (Surathani)	地方観察保護センター	49	57	106
7. コンケーン (Khonkaen)	地方観察保護センター	34	62	96
8. ナコンサワン (Nakorn Sawan)	地方観察保護センター	52	57	109
9. サムトプラカーン(Samut Prakarn)	地方観察保護センター	27	13	40
10. ノンタブリ (Nonthaburi)	地方観察保護センター	24	9	33
合 計	Total	452	451	903

(出典) 中央観察保護センターの提供資料 (1991年12月)

中央観察保護センター医療部の診察結果による症状別人数
(1987年～1989年)

Diagnosis in Psychiatric Examination of the Medical Division of
the Central Observation and Protection Centre, 1987-1989.
(Ban Mutita, Ban Karuna, Ban Ubecke, and Ban Metta.)

診断区分	Diagnosis	1987	1988	1989
A. 少年の検査数	Number of Youths Examined	619	656	745
B. 下記25症状の人数合計		510	581	520
1. 鈍感不活発状	Dull Normal	87	87	85
2. 精神発育遅れ	Borderline Mental Retardation	40	73	48
3. 温和精神遅れ	Mild Mental Retardation	3	2	3
4. 中度精神遅れ	Moderate Mental Retardation	1	-	1
5. 重症精神遅れ	Severe Mental Retardation	-	-	1
6. てんかん症状	Epilepsy	2	12	3
7. 感情的な病気	Affective Disorder	-	6	-
8. 精神分裂症状	Schizophrenia	9	-	4
9. 疑似精神分裂	Schizoid Personality	-	1	-
10. 精神病患者	Psychopathic Personality	1	6	2
11. 精神未熟者	Immature Personality	1	5	7
12. 性格不安定者	Insecure Personality	77	117	109
13. 不適當性格者	Inadequate Personality	-	5	-
14. 攻撃的性格者	Aggressive Personality	43	44	44
15. 神経症患者	Neurotic Personality	-	-	-
16. ヒステリー者	Hysteria	-	-	1
17. 性倒錯者	Transvestism	1	2	-
18. 同性愛者	Homosexuality	2	1	4
19. ヘロイン中毒	Heroin Addiction	9	6	18
20. 麻薬中毒者	Marijuana Addiction	129	96	23
21. 薬物中毒者	Drug Addiction	-	4	7
22. シンナー吸入	Volatile Substance Inhaler	89	95	138
23. どもり特徴者	Marked Stammering	6	1	3
24. 聴覚障害低能盲	Deaf, Dumb, Blind	-	6	8
25. 放浪性者	Vagrant	10	12	11

(出典) 中央観察保護センターの提供資料 (1991年12月)

タイ国の全少年裁判所と全観察保護センターの支出金額（実績と予算）

(1991年12月)

The Estimates of Expense of all the Juvenile Courts and
Observation and Protection Centre for the year 1990-1992
(December 1991)

単位：千バーツ (1000. Baht)、(注記：1 米国ドル=約25バーツ、1バーツ=約5円)

支出内容	Type of Expense	1990	1991	1992
1. 給与	Salary	49,838	58,515	68,979
2. 支払金	Payment	23,440	25,541	31,277
3. 補償金、手当金、在庫品	Compensation, Allowance and Inventory	40,037	44,595	49,290
4. 公益施設	Public Utility	4,470	5,020	5,718
5. 耐久性備品、土地、建物	Durable articles, Land and Building	7,898	8,651	21,754
合 計	Total (1000. Baht)	125,683	142,322	177,018
[参考]	円換算 (1000. 円)	628,415	711,610	885,090

(出典) タイ国法務省・中央観察保護センターの提供資料 (1991年12月)

タイ国の中央少年裁判所と中央観察保護センターの支出金額（実績と予算）
(1991年12月)

The Estimates of Expense of the Central Juvenile Court and
Central Observation and Protection Centre for the year 1990-1992
(December 1991)

単位：千バーツ (1000. Baht)、(注記：1 米国ドル=約25バーツ、1バーツ=約5円)

支出内容	Type of Expense	1990	1991	1992
1. 給与		21,475	23,850	25,217
2. 支払金		9,244	10,715	11,110
3. 補償金、手当金、在庫品		19,280	22,299	24,679
4. 公益施設		1,988	2,401	2,761
5. 耐久性備品、土地、建物		3,320	7,651	10,059
合 計	Total (1000. Baht)	55,307	66,916	73,826
[参考]	円換算 (1000. 円)	276,535	334,580	369,130

(出典) タイ国法務省・中央観察保護センターの提供資料 (1991年12月)

中央観察保護センター管轄下の少年院と看護所の各年間支出金額（実績と予算）
（1991年12月）

The Estimates of expense on training in Remand Home and Training School
of The Central Observation and Protection Centre for the fiscal year 1990-1992
(December 1991)

公式部門 Public Sector (表中の単位は、千バーツ : 1000. Baht)	少年院 Training School (タイ語・Banは、収容所の語意)				看護所 Remand Home
	ムチッタ Mutita	カルナ Karuna	ウベッカ Ubecka	プラニ Pranee	メッタ Metta
1990年度					
1. 給与 : Salary	1,132	3,344	1,103	1,048	1,941
2. 支払金 : Payment	1,285	2,445	1,375	1,106	2,089
3. 訓練管理費 : 在庫品、食物、燃料、電気・水、他 Training Management : Inventories, Nourishment, Fuel, Electricity, Water, etc	2,687	8,733	2,553	1,747	3,359
4. 教育用支出 : 据付品、教育用器材、訓練用品、他 Educational expense : Stationary, Educational equipment, Training Inventories, etc	1,956	6,358	1,858	1,272	2,446
5. 少年用支出 : 衣服類、衛生用品、他 Expense on Juvenile : Clothing, Sanitation, etc	356	1,157	338	338	445
1990年度の合計 Total (1000. Baht)	7,416	22,037	7,227	5,511	10,280
(参考) 円換算 (1000. 円)	37,080	110,185	36,135	27,555	51,400

1991年度					
給与	1,204	3,558	1,174	1,115	2,065
支払金	1,366	2,601	1,463	1,177	2,223
訓練管理費 : 在庫品、食物、燃料、電気・水、他	3,108	10,099	2,952	2,020	3,884
教育用支出 : 据付品、教育用器材、訓練用品、他	2,183	7,096	2,074	1,419	2,729
少年用支出 : 衣服類、衛生用品、他	477	1,551	453	310	597
1991年度の合計 Total (1000. Baht)	8,338	24,905	8,116	6,041	11,498
(参考) 円換算 (1000. 円)	41,690	124,525	40,580	30,205	57,490

1992年度					
給与	1,277	3,771	1,244	1,182	2,189
支払金	1,448	2,757	1,550	1,247	2,356
訓練管理費 : 在庫品、食物、燃料、電気・水、他	3,426	11,137	3,255	2,227	4,283
教育用支出 : 据付品、教育用器材、訓練用品、他	2,358	7,664	2,240	1,533	2,948
少年用支出 : 衣服類、衛生用品、他	531	1,725	504	345	663
1992年度の合計 Total (1000. Baht)	9,040	27,054	8,793	6,534	12,439
(参考) 円換算 (1000. 円)	45,200	135,270	43,965	32,670	62,195

(出典) 1991年12月、タイ国法務省中央観察保護センターの資料

(注記) 1991年12月の交換レートは、1米ドル=約25バーツ、1バーツ=約5円。

中央観察保護センター管轄下の4少年院が収容者に対する支給品(1991年)

Quantity of Things provided for Trainees of four Training School (1991)
(The Ban Mutita, Ban Karuna, Ban Ubecka, and Ban Pranee)

品目	Items of things	バンムチタ Ban Mutita 男(7~14才)	バンカラナ Ban Karuna 男(14~18才)	バンウベッカ Ban Ubecka 男(14~18才)	バンプラーネ Ban Pranee 女(7~18才)
1.	衣服 Clothing	1,000	1,234	400	1,292
2.	冬衣服 Clothing for cold season	20	617	no data	no data
3.	毛布 Blanket	85	617	100	120
4.	枕 Pillow	80	617	no data	no data
5.	歯磨粉 Powder Toothpaste(package)	2,500	9,872	240	1,200
6.	歯ブラシ Tooth Brush	800	14,808	270	1,200
7.	上履き Slipper	300	617	no data	no data
8.	靴 Shoes	370	617	200	no data
9.	石鹸 Soap	300	1,920	240	no data
10.	シャンプー Shampo	-	-	240	no data
11.	洗剤 Detergent (Litre)	60	9,600	no data	no data
12.	ベット Bed	-	-	-	120
13.	ベット布 Bed Sheet	-	-	-	120
14.	枕カバー Pillow Case	-	-	-	323
15.	寝巻き Nightgown	-	-	-	323
16.	ティッシュ紙 Tissue paper(ダズ・dozen)	-	-	-	308

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

各少年院の日課表

Daily Schedule of All Training Schools

平日	Weekday	日曜日	Weekend
6:00	起床 Wake up	6:00	起床 Wake up
7:00	体操 Exercise	7:00	体操 Exercise
8:00	国歌斉唱 National Anthem	8:00	国歌斉唱 National Anthem
	朝食 Having Breakfast		朝食 Having Breakfast
9:00	掃除洗濯 Doing cleaning work	9:00	TV見聞 Watching TV.
	教室課業 Attending one course		読書(図書館) Reading Books
			運動 Playing Sport
			衣類洗濯 Cleaning Clothes
12:00	昼食 Having Lunch	12:00	昼食 Having Lunch
13:00	掃除 Doing cleaning work	13:00	自由時間 Spending free time
	教室課業 Attending one course		
16:00	入浴 Taking a Bath	16:00	入浴 Taking a Bath
17:00	夕食 Having Dinner	17:00	夕食 Having Dinner
18:00	帰寮 Enter Dormitory	18:00	帰寮 Enter Dormitory
	祈願 Pray		祈願 Pray
	TV見聞 Watching TV.		TV見聞 Watching TV.
22:00	就寝 Turn off Light	22:00	就寝 Turn off Light

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

